

王政復古期の京都警固体制

はじめに

徳川政権の解体と王政復古は旧来の京都市中の治安維持や警固体制を解体した。慶応三年（一八六七）十月十二日の大政奉還に始まり、十二月九日の王政復古、維新政府の成立で完結する政権交代がそれであった（表1、本稿では王政復古から明治三年ごろまでを「王政復古期」と称しておく）。慶応四年は九月八日に明治元年と改元された。

徳川政権の解体は京都市中の治安維持・警固体制の解体であり、京都市中とその周辺に関する徳川政権京都支配役職の廃止でもあった。明治新政府は、統括・統制体制・機構の「空白」という事態に早急に対応しなければならなかった。慶応三年十二月十三日、新政府は洛中・洛外と山城国中に触書を発令し、翌十四日には上・下京三役から市中へ触れられ

ている⁽¹⁾。

渡邊忠司

今度御一新大変革ニ付而者、非常御手当之ため禁門警固之儀列藩江被仰付、兵士戒服之儘ニ而被召入候得共、素より干戈を被為勤候御趣意ニハ毛頭無之候上、兼而御洞察之通弥以平穩之次第ニ付、即今日より凡而解兵被仰出候間、各安堵致し産業を営へく候、

且町奉行所之事、追々御取調へ候而新規御取立之筋茂有之候得共、即今之所青山左京大夫、本多主膳正、松平図書頭等へ市中取締之儀被仰付候間、訴訟以下每事右三藩へ可申出候事、

一前文三藩とも先づ是迄町奉行所ニ於而万事取斗致候事、
一加藤遠江守 加藤能登守 松浦肥前守
小出伊勢守 植村駿河守 亀井隠岐守
右六藩市中鎮撫之ため見廻り之儀被仰付候間、為心得申

表1 文久～明治元年期の京都市中警固体制の変遷

年次	主な事項
文久2年(1862)	8/1 松平容保京都守護職任命 12/24 京都守護職容保入洛
3年	1/5 徳川慶喜入洛 1/28 浪士組入洛 3/13 幕府浪士組に帰府命令(残留者新撰組)
元治元年(1864)	4/26 京都見廻役に見廻組 7/19 蛤御門の変
慶応3年(1867)	6/29 京都東西町奉行所併合 10/15 大政奉還の勅許 12/9 王政復古、京都町奉行所廃止 12/13 京都市中取締役・市中火消役、膳所・篠山・亀山三藩を任命 12/13 平戸など六藩市中見廻役 12/28 雑色、盗賊筋御用触頭
4年 (明治元年)	8/10 京都府洛陽隊(府兵)創設 8/15 平安隊と改称(400名) 1/11 東町奉行役所を市中取締所へ 12/5 平安隊規則など規定(発足)
明治2年	7/3 平安隊を警固方に改称(750人)

備考：丹羽家文書、『京都の歴史』年表・索引ほかによる。

この触書には、「御一新大変革」による維新政府成立直後の京都市中の警固態勢が示されている。第一に、非常手当のために禁門の警固に「列藩」を動員していること、第二は京都町奉行(所)廃止に代わる市中取締を青山左京大夫・本多主膳正・松平図書頭三藩に命じていること、第三に「市中鎮撫」のための見廻りを加藤遠江守(近江水口)・加藤能登守(伊豫大洲)・松浦肥前守(肥前平戸)・小出伊勢守(丹波園部)・植村駿河守(大和高取)・亀井隠岐守(石見津和野)六藩に申し付けていることである。

これらは禁裏附、京都所司代・京都町奉行、京都守護職と京都見廻組の廃止とその実働官吏である与力・同心の京都立ち退きに対応した緊急の措置であった²⁾。この後、十二月十五日に新政府が王政復古を各国に通告、明治政府の成立となった。また「京都府」の発足と京都役職の変化があり、元京都東町奉行所が市中取締役所に改称され、京都市中の治安・維持・警察の機能は三藩のもとで雑色が担うこととなった³⁾。

これらを承けて、新政府は新たな京都市中と周辺に関する警固体制として元京都与力・同心を主体にした警察機構(治安維持機構)の構築に取り組み、編成していく。その過程は新政府京都府の兵隊組織洛陽隊から平安隊、次いで警固方へ、さらには羅卒・番人・羅卒から巡查へと、元与力・同心を新

達候事、

十二月十三日

右之通被仰出候間、洛中洛外山城國中江急々相触候事、右之通洛中江相触候様被仰渡候事、

十二月十四日

上下京三役

政権の警察機構・下級官吏へ改変・再編成する過程でもあった。⁽⁴⁾

明治維新は薩摩・長州を中心にした政治的変革過程として、枚挙に暇がないという表現が当て嵌まりすぎるほど多くの研究があるが、京都の治安維持・警固の機構から排除された元与力・同心ら下級武士層の動向に関する研究はほとんどない。特に、洛陽隊や平安隊・警固方の編成や構造の詳細はあまり検証されていない。

本稿は王政復古によって行き場を失った京都の元与力・同心が維新政府のもとでとった対応と、その動きに対する維新政府の対応を検証する。京都においては、洛陽隊・平安隊、警固方と続く警察機構の整備がそれである。

この過程は、一方では薩長を中心とした「官軍」が全国を平定していく過程であり、それに対抗するように、人材・人員の不足する新政府が元与力・同心を登用して、薩長中心の支配行政機構とは異なった独自の統治機構を編成しようとした過程でもある。本稿はそれを検証する。⁽⁵⁾

一 洛陽隊・平安隊の創設

(一) 徳川政権京都役職の廃止と新政府の対応

慶応三年十二月九日に將軍職辞退を申し出た慶喜は十二日

に大坂城へ向かい、十二日には將軍職辞退が認められた。⁽⁶⁾ 將軍職辞退の認可とともに京都守護職・所司代が廃止され、当該役職者は職免された。京都町奉行も廃止され、京都市中の徳川政権下の警固体制は解体した。

新政府はこの事態に早急に対応する必要があったが、新規の体制を設置する余裕はなかった。取り敢えずの対応は、旧来の守護職の職務・所司代の職務・町奉行の職務に対応する人員を配置し、特に京都市中の治安維持・警固の実働部隊であった与力・同心の職務の継続が急務であった。その対応は、①禁裏禁門警固ほか市中警固への列藩の召し出し、②町代・雑色への市中警固の継続指示と委託、③元与力・同心の登用に示されている。⁽⁷⁾

①については、前出の慶応三年十二月十三日の触書で確かめられる。禁門警固についてはただ列藩を召し出すとだけあって、具体的な藩名は記されていない。これはあくまでも「非常御手当のため」であり、体系的な警備体制の設置ではなかった。そのため、兵士は「戎服之儘」での召し出しとなった。触書に「干戈」のためではなく、招集した日からの「解兵」と安堵して産業を営むことを強調している。⁽⁸⁾ これは徳川政権の崩壊と王政復古という状況から、列藩の招集を市民が戦闘動員と錯覚しても無理のないことであったためであ

る。

ともかく十二月十三日には、町奉行の職務である市中取締を青山左京大夫ら三藩に、市中見廻りを加藤遠江守ら六藩に命じた。同月十五日には加洲（加賀藩）に市中巡邏を命じ、十八日に加洲・土州・薩州・中川修理大夫の四藩に「洛中洛外の巡邏」を命じている。⁹⁾

三藩は取締御役所（元の町奉行所、この時点では錦小路烏丸西江入所の上下京会所）へ出勤し、洛中の訴訟以下の事柄を取り扱い、さらに十二月二十日（または二十一日）には六藩に対して、市中見廻りの持ち場を定めている。¹⁰⁾

これらは旧来の町奉行と所司代あるいは守護職の職務に対応した配置で、少なくとも一三藩によつて担われていたといえる。これに対応した実務は、②の町代・雑色による与力・同心の職務の引き継ぎであった。同月十一日に廻状された町奉行所の廃止の触書とともに、その但書で、雑色と上・下京三役に対して「是迄之通詰所へ出勤」するように沙汰している。¹¹⁾

今度京都町奉行所御廃止相成候間、此段山城国中江早々可相触もの也、

卯十二月

右十一日廻ル

右触書早々組町へ御廻し可被成候、

但、雑色町代者是迄之通詰所へ出勤可致旨御沙汰二御座候二付、万事何事二よらす此方江御届ケ可被成候、

橋本金七

橋本全七は上京の町代二八人のうちの一人であった。この沙汰は旧来の与力・同心の職務と、旧来から雑色が果たしていた役割を引き継ぐことであった。

（二）府兵隊洛陽隊・平安隊の創設

新政府は慶応四年（明治元年、一八六八）に入ると、京都市中の新統治機構の編成を始めた。正月十日には烏丸三条東入町の市中取締所を元の東町奉行所役所と決め、同十一日にはそこへ移した。同日には市中巡邏担当の松浦肥後守・加藤能登守、同月二十五日には市中触頭と公事訴訟を担当していた雑色も職務を免除され、元年閏四月二十九日に京都府が発した。¹²⁾

新政府は京都市中の治安維持・警固体制として、新政府で初めての、また列藩に依拠しない独自の兵隊組織の創設を意図して、京都府の府兵、洛陽隊の編成を発令した。元所司代与力岡田良之助は慶応四年辰年八月十日に京都府に呼び出さ

れ、四ツ時、二條城大書院の間へ武刻羽織袴の正装で出仕した。京都府判事（長谷信篤）ほかの役人の前で洛陽隊への入隊を申し付けられた。岡田良之助の残した同年八月の記事には「御趣意書写」として、末尾に「洛陽隊江入隊被仰付候事」と記されている¹³。

今般京都府兵隊御組立に相成、洛陽隊与相唱候、第一御守衛を旨し、市中者固より山城国全国之土地を守り、土着不同之兵と相立、勤王志願之者ハ撰之入隊被 仰付候ニ付、厚ク右之御趣意を奉シ精々勉励いたし候様被仰付候事、

但追而操練熟否検査之上隊次甲乙被 仰付候ニ付、先当分之処惣隊混雑之儘無他念操練一途之心掛、精々勉励いたし候様被 仰付候事、

八月

これによると、洛陽隊は藩兵の動員ではなく、京都市中・山城国守衛の「土着不同之兵」、京都「土着」の兵隊の創設であり、また新政府による直属兵隊の創設であった。

趣意書には、「勤王志願之者」は撰んで入隊を仰せ付けるとあるように、徳川政権の職務に就いていた者でも勤王の意思があれば拒否しないことを示唆し、また「土着」の兵隊とすることあることから、京都土着・地付の元与力・同心を前提

にしていたといえよう。これは慶応四年正月から五月にかけて、職を失った元与力・同心らが新政府に登用を歎願し要望していた求職・救済活動への対応でもあった¹⁴。

趣意書には、勤王のほか兵隊の選抜基準もあった。「操練熟否検査之上」とあるように、武芸の熟練度も入隊可否の要件であった。これは元与力・同心に対して、正月から五月にかけて出された元与力・同心らの「歎願書」「再勤歎願書」などに新規登用の判断材料として歎願書・下坂者・在京者・未帰京者の区分と家族数、人物・品格・才芸などを書き上げさせた¹⁵が、それを前提にした「甲乙」の区分であろう。

洛陽隊は「惣隊混雑」している状態であるが、他念なく「操練一途」を心掛けるようにとの但し書きが付けられ、訓練が仕事とされている。岡田良之助は八月十五日から操練のために「府練場」へ出頭を命じられ、「兵隊御用懸り」として勤務に就いた。しかし出仕時の賄いも決められておらず、出仕同日に「平安隊」への「唱替」が指示されている¹⁶。洛陽隊の創設が組織編成や構成は兵隊要員の調達も含めて、事前の準備も不十分な応急の創設であったことを裏付けている。

洛陽隊は八月十五日から平安隊となった。名称変更後も操練は続けられていたが、十二月五日には京都府判知事長谷信篤が、隊としての永久規則確定までは「会食」として二人扶

持を給与すること、入隊は一家に一人に限定すること、十一月までの操練出勤者には出場日数に応じて一人当たり弁当料五合、銭六百文の支給を仰せ渡し、兵隊組織としての実態が調えられている。¹⁷⁾

追而永久之規則相立候迄、先当分之処会食与して当月より式人扶持ツ、被下置候、且入隊兵隊者一家啖人二限候事、

但去十一月迄者操練出勤之日数を以弁当料として一日分米五合銭六百文被下候事、

十二月

京都府

修行人十一月迄者操練出場之日数ヲ以弁当料米五合銭六百文ツ、被下候事、

以来被下候事、

八月十五日から十一月までの兵隊の仕事が「操練一途」であつたことは、この間の操練出場者を「修行人」と称していることに示されている。

操練が仕事であつた段階から、同年十二月十五日には平安隊は編成の目的を「京都下乱暴人取押」とし、所司代・町奉行所与力・同心を主体に四〇〇名で編成されることとなつた。この関係から勤務の内容も「毎夜式百人宛穩便二市中廻番いたすへき事」として市中取締が主任務であることが確認さ

れている。¹⁸⁾

その意味では平安隊が最初の府兵、兵隊組織の編成の開始であつたともいえよう。洛陽隊編成の際には、勤王志願の者であれば徳川政権のもとでの勤務者でも拒否はしない、また「土着」の兵とするように、新政府・京都府は旧来の所司代・町奉行、二條城御門番等の役職と与力・同心および雑色の体制に代わる治安維持・警察組織の確立を土着・地付の与力・同心らを登用し継承することで目指していたといえる。

京都の与力・同心は大政奉還後、主君である將軍を失つて途方に暮れ、新政府での働き場を求めて慶応四年正月から五月に歎願書・再勤願を差し出していた。独自の人材・人員を持たない新政府はこれを利用して、当面の京都市中と山城国の警固に宛てるために洛陽隊・平安隊を創設編成したのである。

二 平安隊の組織編成と職務

(一) 組織と構成

平安隊は慶応四年（一八六八）八月十五日に洛陽隊から名称変更され、同年十二月十五日には目的と勤務内容、四百人の隊員編成などが決められた。このとき勤務規則五ヶ条と禁

止罰則規定四ヶ条の合わせて九ヶ条の規則禁令も規定されている。

規則の公布と共に、明治二年（一八六九）三月十四日に新政府は天皇の江戸下向と逗留に際して諸藩に警衛を命じたがこれに対応して「都下」の警衛は「府」（京都府）の責任であるという新たな指示を出し、天皇が留守中の京都府の平安隊にもさらに厳重な警衛を指示している。京都府はこれを新政府行政官の「御達」として平安隊にも通達し、兵隊御用懸りは三月十四日付けで京都府からの「御沙汰」として「行政官より 御沙汰ニ付厳肅御警衛之道一際相立候様、猶又当府より御沙汰之趣も有之候間、屹度御趣意厚御守可被成候事」と書き留めている。¹⁹

京都府

御東事御留之事京地御警衛向諸藩江被

仰付候得共、元來都下取締方之儀ハ其府之専務ニ付、別而嚴重可取計、就而者兼而取立有之平安隊之者共、其度篤与相心得、紀律厳肅無懈怠警衛候様御沙汰候事、

三月

行政官

右之通被

仰出候間、尚此上厳肅御警衛之道一際相立候様可心得事、

三月

京都府

ここには天皇の江戸行幸に際して、平安隊が規律を厳肅に守り懈怠なく京都市中の警衛に専務することを心得るようとの指示である。この後同年三月二十五日には、平安隊の組立と役名が通達され、五月二日・十七日・二十日にはそれぞれの役付が命じられている。それはこの行政官の指示を受けた平安隊四〇〇名の警衛態勢の強化であったとみられる。

三月十四日に達せられた京都府の平安隊組立によると、兵隊としての組織は組ごとに大隊・中隊・小隊・半隊、嚮導・押伍・鼓手長・喇叭長から成り、大隊・中隊・小隊・半隊には「司令士」がそれぞれの指揮官として配置され、大隊司令士一名を筆頭に、その指揮下に中隊・小隊・半隊・嚮導・押伍を長とする組があった。これに教頭・助教、剣術引立方、剣術場監察という操練に関係した役職が配属されていた。²⁰

その構成は、大隊司令士―中隊指令士―小隊指令士―半隊指令士―右嚮導・左嚮導―押伍に、操練の役職が附属された構成であった。岡田良之助が属した組では、一隊の編成と構成は、表2に示したように一隊九六名から成っていた。その役付は五月二日に大隊司令に佐藤柳三郎、司令助役に戸田鉄太郎が命ぜられ、十七日には操練役が任命され、岡田も当初の兵隊御用懸りから半隊左嚮導に任命されている。同日には、表2に見られるように、平安隊教頭に安藤伍一郎のほか中隊

表2 平安隊・警固方の編成

平安隊の編成 (明治2年5月2日以降)			警固方の編成 (明治3年12月以降)		
役名	人数	名 前	役名	人数	名 前
大隊士	1	佐藤柳三郎 (大隊司令助役 石田鉄太郎)	御用掛り	4	内藤音三郎・大野龍之助・ 大塚猪藏・佐藤柳之助
教 頭	1	安藤伍一郎	御用掛り	13	榎本直吉・石嶋搜太郎・太 田岩之助・三浦傳三郎・砂
助 教	1	大野機次郎	助 役		川督太郎・戸田鉄太郎・□ □助大夫・大野機次郎・小
中隊指令士	5	小野六郎・星野覚太郎・須賀 井莞之丞・藤田嘉助・飯室一 郎			野六郎・法貴次郎兵衛・大 野多宮・真壁久三郎・廣瀬 真藏
小隊司令士	5	山口慈一郎・安藤捨之丞・赤 井創藏・森山甚三郎・西尾直 之助	伍 長	65	安藤伍一郎・藤井政吉・大 塚道藏・酒井惣助・茂木柳 助・平尾謹之丞・山田徳太 郎・佐合森助・岡山録之 助・藤田嘉助・赤井創藏・
半隊司令士	10	原田驥間吉・澤田辰三・木寺 確藏・井澤時太郎・桂春之 助・吉居八太郎・山崎直之 助・平尾謹之丞・田村憲八 郎・山田順八郎			大塚源三郎・佐々木廣藏・ 澤田辰三・井上郁之助・法 貴弘五郎・石川菊三郎・木 寺確藏・齊藤安三郎・中川 登代藏・大橋源吉・大西八 藏・古在卯之助・神応元太 郎・長野貫太郎・森山甚三 郎・山田順八郎・西尾直之 助・石川隼吉・原田驥間 太・山口一郎・高屋□藏・ 三浦信三郎・吉田直次郎・ 須賀井莞之丞・飯室一郎・ 安藤捨之丞・田村憲八郎・ 佐野常次郎・山口確太郎・ 細井季三・田村辰之助・小 原金吾・向坂清次・中嶋擴 三・吉居義作・柏原直之 助・井澤時太郎・大嶋直 一・吉田嘉三郎・奥崎金右 衛 門・羽田駒三郎・柳下 鉄次郎・小木友八・久保小 藤太・向坂英之助・早苗可 郎・森茂次郎・柳下唯三・ 吉竹徳藏・小澤祐一・下田 平藏
右嚮導	10	法貴弘五郎・太田直次郎・中 増櫛三・井上邦之助・山口確 太郎・茂木柳助・神応元太 郎・齊藤安三郎・佐野常次郎			
左嚮導	10	中川登代藏・細井季三・田邊 教次郎・向坂英之助・戸田十 藏・大西八藏・中川龜之助・ 岡山録之助・並河四郎・木寺 覚之助			
半隊右嚮導	10	永田創次郎・柳下鉄次郎・中 松順吉・木村靄太郎・羽田為 次郎・澤田欽次郎・塩津達次 郎・吉田岩三郎・前田競・石 川菊三郎			
左嚮導	10	野田千左衛門・柳下唯三・岡 田良之助・岡田松藏・上田真 六郎・鳥居豊三・桂専太郎・ 佐々木廣藏・山本惣太郎			
惣押伍	1	山田徳太郎			
鞍手長	1	早苗可郎			
喇叭長	1	藤井柳弥			
合計	68				
劍術引立方					
頭取	3	安藤伍一郎			
引立方	20	佐和從之助・三浦信三郎・ 佐々木廣造			
劍術場監察	5	大塚源五郎・小澤鉄之助			
総計	96		総計	82	

備考：岡田家文書(神戸市立博物館蔵)による。

司令に小野六郎ら五名、助教に大野機次郎、小隊司令に山口慈一郎ら五名、半隊司令に原田駒間太ら一〇名、右嚮導に法貴弘五郎ら一〇名、左嚮導に中川登代蔵ら一〇名、惣嚮導に酒井留之助・三浦信之助の二名、半隊右嚮導に永田劍三郎ら一〇名、半隊左嚮導に野田千左衛門ら一〇名、惣押伍・鼓長・喇叭長それぞれ一名、合計六五名が命じられている。

この後、六月二日には五月二十日の任命分として、劍術引立方頭取に安藤伍一郎、劍術引立方に佐和滋之助ら三名、劍術場監察に大塚源三郎・小澤鉄之助の役付を記している。これらを総計すると、兼帯の安藤伍一郎を考慮すると人員は七〇名となる。ただし岡田は六月十七日に半隊左嚮導から任免御免を願い、同十八日に認められて御用懸りのみになり、また御用懸りも複数人いたとみられるので、大隊司令・司令助役、表2には見えない惣嚮導らを加えると少なくとも七五名となる。これ以外にも途中から平安隊に加えられる者、差免されて鞠獄司への出勤を命じられる者もいたので、取り敢えずは表2に示されているように、兵隊としての警衛実働隊は教頭・助教、劍術引立方などを除くと六六人で、平安隊定員は四〇〇人を前提とすると、一隊九六人となる。表2の人数には御用懸りは入っておらず、また惣嚮導二名は明記されていないので、一組の惣兵隊数は一〇〇人前後で、四隊編成で

あったとみてよい。

これら平安隊の構成員も、京都旧所司代の与力岡田良之助をはじめ京都町奉行所や二條城御門番組などの元与力・同心が中心であった。表2に示された人名を慶応三年の『京都武鑑』(御役録)²²⁾ 他によつて照合すると、そのほとんどが元与力・同心であったことが確かめられる。

表3は京都所司代・京都町奉行、御門番組などに分けて照合した結果である。平安隊が基本的には所司代・町奉行および二條城番などの京都与力・同心らを中心に編成されていたことを確認することができる。²³⁾

(二) 平安隊の勤務と職務内容

明治元年十二月十五日、平安隊は京都市中の乱暴人を取り押さえることを任務に、実質的な市中警固に就いた。八月十五日に洛陽隊から平安隊に称号変更して、操練が職務であった状態から、創立目的本来の業務、市中廻番と乱暴人の取締などの警固に就くこととなった。同時に、京都府は十二月付けで「廻町規則」五ヶ条と勤務上の禁止「条々」四ヶ条(後五ヶ条)を通達した。²⁴⁾

廻町規則

一 四百人之内式百人当番、式百人非番之事、

表3 平安隊の編成内容(明治2年5月2日以降)

役名	人数	名 前	所属組	役名	人数	名 前	所属組
大隊士 (大隊司令助役)	1	佐藤柳三郎	()	半隊右嚮導	10	永田創次郎	()
教 頭	1	石田鉄太郎	()			柳下鉄次郎	御門番組
助 教	1	安藤伍一郎	御門番組			中松順吉	()
中隊指令士	5	大野機次郎	()			木村靄太郎	()
		小野六郎	()			羽田為次郎	()
		星野寛太郎	(所司代組)			澤田欽次郎	()
		須賀井発之丞	御門番組			塩津達次郎	所司代組
		藤田嘉助	御門番組見習			吉田岩三郎	()
小隊司令士	5	飯室一郎	町奉行組			前田競	()
		山口慈一郎	所司代組	左嚮導	10	石川菊三郎	()
		安藤捨之丞	所司代組			野田千左衛門	()
		赤井創蔵	()			柳下唯三	御門番組
		森山甚三郎	()			岡田良之助	所司代組
半隊司令士	10	西尾直之助	町奉行組			岡田松蔵	()
		原田驥間吉	()			上田真六郎	()
		澤田辰三	()			鳥居豊三	()
		木寺確蔵	御門番組			桂専太郎	()
		井澤時太郎	()			佐々木廣蔵	()
		桂春之助	()			山本惣太郎	()
		吉居八太郎	()	惣押伍	1	山田徳太郎	()
		山崎直之助	()	鞍手長	1	早苗可郎	御門番組
		平尾謹之丞	町奉行組	喇叭長	1	藤井鋤弥	御門番組
		田村憲八郎	町奉行組	合計	68		
右嚮導	10	山田順八郎	御門番組	劍術引立方			
		法貴弘五郎	御門番組	頭取	3	安藤伍一郎	御門番組
		太田直次郎	町奉行組	引立方	20		
		中増櫛三	()	劍術場監察	5	佐和従之助	()
		井上邦之助	御門番組			三浦信三郎	御門番組家族
		山口確太郎	()			佐々木廣造	()
		茂木柳助	()			大塚源五郎	()
		神応元太郎	()			小澤鉄之助	()
		斉藤安太郎	町奉行組				
左嚮導	10	佐野常次郎	()				
		中川登代蔵	御門番組見習				
		細井季三	御門番組				
		田邊教次郎	御門番組				
		向坂英之助	()				
		戸田十蔵	()				
		大西八蔵	()				
		中川亀之助	()				
		岡山録之助	御門番組				
		並河四郎	御門番組				
		木寺覚之助	御門番組				
				総計	96		

備考：岡田家文書。なお岡田良之助はこの後に御用懸りに転役となる。『京都武鑑』下（京都歴史資料館編）により補訂。() の表示は所司代組と推定したもの。

一 当番之式百人毎夜六ツ時より二十手二分レ市中巡見、
曉六ツ時ニ至リ引揚之事、

一 二十手各其引請之方角を定め、一手十人其方角之会所
代を以根拠とし、五人ツ、交ルく引請場を巡見すへ
き事、

一 廻番中乱暴人見当り候ハ、即時搦捕、当府江可差出事、
一会所代江町人乱暴人有之趣遂注進候ハ、無遅滞駈付
搦捕へき候事、

右之通無懈怠可相勤もの也、

十二月

京都府

条々

一 廻番当夜飲酒禁止之事、

一 捕縛之外他事関係すへからず事、

一 探索并乱暴人ヲ自己に糺問すへからず事、

一 湯茶之外町内之仕向ケ請問敷事、

一 権威ケ間敷所行并買物代不払して立去等之所行有間敷
事、

右禁止之条々於相背者速ニ可処其罪者也、

「廻町規則」によると、廻番の態勢と巡廻時間、その間の
職務と注意事項が規定されている。最初の三ヶ条は、四百人
を二百人に分け、当番・非番の交代制で、当番二百人が毎夜

暮六ツ時から明六ツ時まで二十手に分かれた市中の巡見、二
十手が一手一〇人で編成され、巡廻の拠点は町方「会所代」、
各々方角を定めた五人ツツ交代での巡見という、巡廻時の態
勢が決められている。他の二ヶ条は実際の職務の規定である。
廻番中の乱暴人の搦め取り（捕縛）と府への差し出し、会所
代への町人らの乱暴人注進に対応して駆付け搦め取ること
がその内実であった。

また勤務上の禁止条々は五ヶ条（最初四ヶ条）から成り、
廻番当夜の飲酒禁止、捕縛以外に関わることの禁止、探索や
乱暴人への個々人による糺問の禁止、湯茶以外の町方からの
接待の禁止、権威を笠に着た所行や買物代の不払いの厳禁を
規定し、背く者の処罰を規定している。

これらを勤務規則として、毎夜二百人が二十手の組に分か
れて、乱暴人の取締と捕縛だけを任務として、京都市中の各
町々を町の会所代を拠点に十二時間かけて巡見していた。捕
縛者に対する個別の糺問（尋問）は禁止されており、その意
味では警察的任務ではなく、兵隊としての巡廻が主任務であ
った。なお捕縛者は京都府断獄方へ引き渡された。²⁵⁾

この勤務状態は、所司代与力・同心および町奉行所与力・
同心の町廻り勤務そのもので、乱暴人の取締・捕縛も所司
代・町奉行所与力・同心に特徴的な任務である。

表4 断獄方の構成

役名	構成員氏名	元所属組
断獄方頭取 断獄方	山田 弥三郎	—
	鈴木 木僚四郎	—
	磐野 又蔵一助	—
	山神 谷保太郎	—
	神谷 口保道	—
同下調方	松村 作一郎	—
	永見 喜一衛門	—
下目付頭取 下調方加勢	堤田 蓮右衛門	—
	谷口 岩八次	—
下目付	田中 五三郎	—
	法木 貴鑑二	—
	高橋 為次郎	—
	田中 良次郎	—
	川口 枝大蔵	—
	国野 勝五郎	—
	小平 井斎太郎	—
	明石 権太夫	—
	飯田 崎精三	—
	川崎 林三平	—
	小室 谷林右衛門	—

備考：岡田家文書『諸事留書』、丹羽家文書、『京都武鑑』による。

十二月二十日には七ヶ条の廻番中の対応に対する達書が出されている。このときさきの「廻町規則」で指示されている、捕縛者の断獄方への引渡方もさらに詳しく具体的に確認されている。⁽²⁶⁾

十二月廿日達

廻番出張先之取締者頭取ニテ諸事可取扱、根元之取締者御用掛りニ而可致、尤廻番中捕縛等之御用勤番当府断獄方江可打合事、但、断獄方姓名別紙有之、

廻番勤務中の取締は頭取の責任であるが、隊員大元の取締は兵隊御用掛り

実際の廻番勤務は、白地に黒字の長さ七寸五分（二二、三センチ）と巾三寸（九センチ）の「平安隊 姓名」を書き付けた肩印を付け、提灯を持って十二月二十一日から始まっているが、これより先、十二月十八日には兵隊御用掛りが京都府に對して、肩書・モジリ・提灯・蠟燭の形式や点数などを問い合わせ、確認している。その際に、廻番の際の弁当料は、二人扶持が支給されているので、下げ渡しはないと回答されている。

が行い、廻番中の捕縛などの勤務は断獄方と打ち合わせるべきであると指示している。断獄方は捕縛者らの取調を主任務として、頭取一名と断獄方五名、断獄方下調方四人、下目付頭取・下調方加勢三名、下目付一二名の計二五名で構成されていた（表4）。ちなみに断獄方の編成にも旧与力・同心らが登用されている。

勤務の注意点は、廻番中の出来事の有無は御用掛りへ四ツ時（一〇時ごろ）前後に届出ること、各組隊員の組み分けは

元局（元所司代組・町奉行組、二條城御門番組など）の入り交じりにすること、夜の出勤は持場合所に揃い、その後廻番することなどが規定され、特に乱暴者の取扱については四ヶ条目に詳しく規定されている。²⁷⁾

一 召捕者有之節者当府断獄方江可引渡、時宜ニ寄繩懸ケ可然、切捨之儀者成丈ケ用捨いたし、則モシリニ而兎角生なから得るを要とす、尤先方抜刀いたし切懸ケ候節、至極手ニ余り候者格別之事、

平安隊が廻番中に取り押さえた捕縛者は断獄方に引き渡され、尋問・取調が行われた。捕縛の際は、切り捨てることは避け、生きて捕らえることが肝要であるが、相手が抜刀・切り掛かってきた場合は切り捨ててもよいと指示している。

平安隊は、巡廻と乱暴者の取締・捕縛を主任務に市中を巡見した。その持場は当番一〇人二〇手の二百人それぞれに応じて分割されていた。岡田良之助の組が担当した市中の区画をみておこう。

表5は二〇手に分けられた各組が担当した町組と、廻町の際に拠点とした会所代の場所を示した。会所代や持場箇所を見ると、基本的に上京・下京がその担当地域であった。たとえば、壱番手は会所代が上京式拾四番組の守屋町二条上ル町夷町にあり、そこを拠点に上京式拾壱番組と式拾四番組・式

拾五番組・式拾式番組・三拾番組・三拾四番組の町々であった。このうち上京式拾壱番組は個別の町名が書き上げられているが、これは壱番手・三番手・一〇番手の三組によって地域内がさらに分割されて、廻町があつたからである。町名の書き上げがある町組は複数番手による地域分割があつた町組である。

この持場箇所での職務は乱暴人の取締や捕縛が中心であったが、それ以外に順番に護衛に出ることも職務の一つであった。護衛には御所の護衛と、公事宿預け・宿下ケの者らを持つ場箇所内町家で護衛する役目もあつた。乱暴人の取締には、手疵を負うこともあつたようである。二月十三日の達書では中郷真次郎が手疵を負いながら取り鎮め捕縛したことに對し褒美として金千疋と「療治料」金一枚が与えられている。²⁸⁾

また二月二日の記事には、これまでの御所護衛に出ていた「御扶助人」に代わって、御所護衛の兵隊も平安隊から出勤するようにとの指示が京都府から出されている。その達書には「御所警固之儀是迄者御扶助人より被差出候処、向後被相改兵隊より被差出出勤、当月者別段糧米被下候事」とある。²⁹⁾

二月
一同四日宿下て護衛して鍵屋佐助方江辰刻より酉刻迄出勤、

表5 平安隊廻番持場箇所

番号	会所代	持場箇所
壹番手	上二十四番 守屋町二條上ル町夷町	上京二十一番組(大倉町・伏屋町・大将軍御旅町・西九軒町・仁王門町・松屋町) 上京二十四番組・二十五番組・二十二番組・三十番組・三十四番組の諸町
貳番手	上八番組 葎屋町元誓寺ヨリ上ル徳屋町	上七番組の内(寺社町・藤木町・北船橋町・南船橋町・芝薬師町・下天神町・天神北町) 上六番組・八番組・九番組・五番組の諸町
三番手	上二十三番組 屋上堂鐘行屋町下ル亀屋町	上三十三番組・二十二番組の諸町 上十三番組(梅屋町・大炊町・同南組・弁財天町・二條新町・四軒町・俵町) 上二十一番組(鍵屋町・豊宮恩寺町・立花町・道場之町・門跡町・今薬屋町・瓦屋町・大恩寺町)
四番手	上三十一番組 播磨屋町上津森町	上二十九番組・三十一番組・三十二番組・三十三番組の諸町
五番手	上四十一番組 三条猪布町拾五軒町	上四十一番組・四十二番組・四十三番組・四十四番組の諸町
六番手	上十二番組 日吉下立売下ル柳筒町	上十六番組・十七番組・十八番組・十九番組の諸町
七番手	上十四番組 上播磨屋町 千本東へ入ル 九之鏡屋町	上七番組の内(裏辻町・元誓願寺四丁目・南為次町・東石橋町・泰童片原町・中筋町・為丸町・三条殿町・一条観音町・若松町・西今出川町・北伊勢殿様町・笹屋彦町目・同二丁目・同四丁目・同五丁目・観音町・大文字町・玉屋町・松屋町・南佐竹町) 上十四番組の内(信濃町・山王町・新柳馬場頭町・愛染町・新御幸町・仲御霊町・亀屋町・百万遍町・草堂前之町・式本松町・福嶋町・辨天町西富神町) 上十五番組・三十九番組・四十番組の諸町
八番手	上十三番組 新町堂町下ル 徳大寺殿町	上十番組・十一番組・十二番組の諸町 上十三番組の内(近衛殿北口町・口裏町・中御壇厨子町・畠山町・今凶子町・元新在家町・徳大寺殿町一条殿町・元真如堂町・元北川町・元本海寺町西ノ口町・讃国寺町・橋詰町北組・同南組西一本町・時島屋町・西無事小牧町・常陸寄子町)
九番手	上四番組 五辻隆徳寺東入五辻町	上三十七番組・三十八番組・壹番組・二番組三番組・四番組の諸町 上一四番組の内(佐竹町・釈迦堂北町・西上善寺町・釈迦南町・風呂屋町・釈迦片原町・釈迦前町・同茨抜町)
十番手	上二十番組 油中小路中台町亀屋町	上二十番組・二十五番組・二十八番組 上二十一番組の内(藤木町・正親町・東長石町・藪之内町・西鷹司町・常泉院町・)末立町・今植町
十一番手	上七番組 東中筋御本通下ル笠屋町	下二十七番組・二十八番組・三十一番組・三十二番組
十二番手	下十八番組 松原堀川西へ入北御前町	下十八番組・二十二番組・十六番組・十四番組
十三番手	下十八番組 大宮錦小路上ル錦小路町	下七番組・八番組・九番組の諸町
十四番手	下三十四番組 松原通建仁寺東二町目瑞穂町	下三十四番組・三十五番組の諸町 下三十三番組(宮川筋六町目・同七木町目・同八町目) 下三十六番組の内(若宮八幡前町・小嶋町・庵町・東御町・慈芳院門前町)
十五番手	下三十八番組 大佛本町五町目	下三十八番組・三十九番組・四十番組・四十一番組の諸町
十六番手	下二十四番組 高名方本寺下ル天神川町	下二十六番組(万年寺境内・戒光寺境内・等善寺境内・太子堂境内極楽寺境内・金光寺境内) 下三十七番組・二十三番組・二十九番組・三十八番組の諸町
十七番手	下十二番組 蛸薬師高倉西入泉正寺町	下二十五番組の内(雲花院境内) 下十番組・十一番組・十二番組・十三番組の諸町
十八番手	下三番組 淡屋町姉小路町下ル片岡山町	下二十五番組の内(万頼園子廣野境内・長谷川境内・六角堂境内) 下一番組・二番組・三番組・四番組・五番組・六番組の諸町
十九番手	下二十六番組 高辻烏丸角内輪寺境内	下二十六番組の内(因幡堂境内・佛光寺境内) 下十九番組・二十番組・二十一番組・十五番組の諸町
二十番手	下三十五番組 下鴨小橋裏町	下二十五番組の内(金光寺境内・祇園御旅所) 上三十六番組の内(橋下町・若松町・梅木町・松本町・柏屋町・斎藤町) 下三十三番組の内(宮川筋一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目) 下三十六番組の内(高台寺門前下河原町・同鷲屋町・安井門前月見町・同昆齋門町・下河原上弁天町・同下弁天町・祇園南町・法親寺門前金園町・同八坂上町・八坂郷升屋町) 上三十五番組・下十七番組・上四組・五番組の諸町

備考：前掲岡田家文書『諸事留書』による。

表6 廻番持場組町会所代一覧

番手組	町 組	会所所在地
一組	十六番 十八番 十九番	上五番 下立壳烏丸西へ入 灰屋孫三郎方
二組	三十二番 三十三番	上拾番 夷川之端より東筋目 難波町
三組	六番 十一番 十二番	下三番 河原町三条下ル 大黒町東側
四組	九番 十三番 十四番 十五番	下四番 醒ヶ井五三条下ル
五組	廿一番 廿五番 廿六番	上七番 御池東洞院東へ入ル 会所
六組	四番 五番 十番	下七番 蛸薬師高倉西へ入ル 会所
七組	十五番 十七番 十八番 廿番	下五番 間々町萬年寺下ル 即成寺
八組	廿九番 三十番 三十一番	下八番 伏見街道大仏本町拾町目 浄心寺
九組	廿六番 廿七番 廿八番 二十番	下七番 松原建仁寺東へ入二町目 西福寺
十組	壹番 二番 三番	下壹番 油小路六角下ル 佛理寺
十一組	七番 八番 廿二番 三十二番	下九番 岩上松原上ル町 会所
十二組	十九番 廿一番 二十三番	下拾番 東中筋御前通下ル 光明寺
十三組	廿二番 廿七番 三十番 三十一番	上八番 麩屋町夷川上ル 唐木屋半七方
十四組	壹番 二番 五番 十一番	上壹番 五辻浄福東へ入ル 会所
十五組	六番 七番 十二番 十三番	上三番 八屋町今出川上ル 会所
十六組	三番 四番 八番 九番	上二番 七本松今小路上ル 本光寺
十七組	十番 十四番 五番 十七番	上四番 日葉榎木町上ル 等観寺
十八組	廿四番 廿五番	下六番 祇園町南側 会所
十九組	廿五番 廿九番	上九番 堤之段上御輿町 布屋勘助方
二十組	廿番 廿三番 廿四番	上六番 小川通御池上ル 三椿屋やす持家

備考：前掲岡田家文書『諸事留書』明治二年四月二十七日の記事による。

一同七日午上刻

召人相宿

大木良之丞

大宮御所九條殿御仮殿御門御警衛被 仰付候、

谷口豹 大熊熊藏

一同八日辰刻より翌辰刻迄大宮御所御門警衛出動、

竹内要太郎

平安隊の勤務と実務は「乱暴人取押」・取締を目的にし、番手ごとの持ち場を会所代を拠点にして毎夜巡廻していた。

平安隊は兵隊であり、ある意味で軍事的役割を持たされていたが、職務の本質は護衛と治安維持・警察機能の側面が強かったといえよう。

三 警固方の編成

(一) 平安隊の管轄をめぐる混乱

大政奉還後の京都市中の警固は京都府府兵としての元与力・同心を中心に編成された平安隊四〇〇人によって実施されていたが、その管轄は新政府の不安定さと独自の兵力を持つていなかっただけに不安定な状況があり、さまざまに「浮説」が飛び交っていたようである。それらは府兵隊としての職務と管轄機関に関する事柄であった。

一 管轄機関については、明治二年五月二十二日の記事で、京都府から軍務官に変更される旨の口達があった。御用掛岡田良之助の記録には、軍務官に呼び出され、河田左久馬から申し渡された旨が記される。⁽³⁰⁾

(五月)
一同廿二日

今廿二日軍務官へ御用懸御呼出にて、

河田左久馬より

平安隊向後軍務官管轄之趣口達有之候事、

委細之義ハ明後廿四日同様呼出ニ而御達可有之事、

右ニ付而者過日以來種々浮説申唱へ候得共、右様之儀

決而無之様御心得可被成候様との事、

これは新政府が平安隊の管轄に関する「浮説」を打ち消すために口達したとしているが、平安隊が兵隊か治安警察隊かについて曖昧な部分があったことを示唆している。委細については五月二十四日に御達があると記している。

ところが、五月二十四日には御達はなく、岡田良之助の六月四日の記事では、これを否定する「達」が六月三日に出されたことが記される。⁽³¹⁾

一同四日達

此程平安隊軍務官管轄之旨相達候処、全ク間違ニ而此

迄之通ニ可心得候様との事、

六月三日

この達は平安隊の管轄が新政府の軍務官になるという五月二十二日の口達を否定している。二十二日の口達は、さきに触れたように兵隊による都下の警衛は「府」の管轄、つまり京都市中であれば京都府の管轄であるべきという達に齟齬する口達であった。その口達を「全ク間違」であり、これまでの通り平安隊は京都府兵で、管轄は京都府であることを確認した達であったが、平安隊が軍隊ではないことを確認した口達でもあろう。

軍務官は慶応四年（明治元年）に京都府に設置された軍政機関である。元年一月に太政官の中に設置された海陸軍料が二月に軍防局と改称され、四月に軍務官となった。⁽³²⁾ 五月二十二日の口達は平安隊をこの管轄下に移すという趣旨である。これは平安隊に関する種々の風説を否定する意味合いもあったと見られるが、同時に「府兵」という兵隊としての軍事的な役割を確認する意味合いもあった。軍務官は軍事に関する事務を取り扱う役人であるから、府兵としての平安隊がそこに属することは、ある意味で当然のことと思われる。

平安隊管轄については、六月十五日に管轄機関を確認する口達が再度出されている。⁽³³⁾

一同十五日口達

去月平安隊軍務官管轄之旨御達、其後引合^二而當府管轄に相成居候得共、兵隊^二而何れとも軍務官支配に相成候唱替に相成候旨、且右兵隊二付昨年来抽丹誠勉勵相勤、上三者思召も有之候間、尚此上勉強廻町敵肅に相心得候様御達有之候旨、兵隊御用懸りより尚又為心得達有之候事、

平安隊は京都府管轄であること、兵隊は軍務官管轄であることを確認している。また平安隊の勤務ぶりについては、丹誠・勉勵していることは承知しているので、これまでの通り廻町に専念することを指示している。

六月三日の口達は平安隊の軍務官管轄を否定したが、これは明治新政府が中央政權、統一国家としての機構整備過程での混乱であろう。六月十五日の口達のと、明治二年六月十七日に版籍奉還の申請が許可され、さらに軍務官は同年六月二十七日に兵部省が設置されて廃止されている³⁴。

この直後、七月三日の口達で、平安隊は府兵ではなく警察機能に限定された警固方への改編が指示されている。

(二) 警固方への改編と職務

維新政府成立直後の京都市中の治安維持は混乱していた。平安隊は管轄や人員の編成・構成に関して、突然の洛陽隊創

設と突然の名称変更、その勤務内容、さらには平安隊の勤務内容の変更と警固方への名称変更が不安定であった状態を示している。警固方の編成はその混乱した状態が解消される発端であった。

明治二年七月四日の達はその契機となった。³⁵
(七月四日)
一同左之達二相成

平安隊

向後市中廻番捕亡専務ニ致スへく候、平安隊号相除キ警固方唱申付候事、

但是迄会食式人口ツ、被下置候処被差止、警固方手番として毎月金三兩ツ、人別江被下候事、

右之通相達候事、

七月

京都府

この達書は京都府が平安隊の勤務を市中の廻番と捕亡を専務とし、隊号を警固方と改称することを指示している。洛陽隊・平安隊創設時には役料や給与、職務などの詳細な規定はなかったが、それとは違って給与は一人宛金三兩とすることが明記されている。

この後、平安隊の肩印を十日までに安藤伍一郎まで返却することや提灯を警固方へ書き改めることなどが指示されている。この警固方への改称も突然であったようで、肩印も七月

五日の晩より使用が止められ、平安隊の隊号廃止に伴い、その諸役もすべて差免されている。しかも同時に警固方に勤める人材として御用掛り四人、その助役一三人、警固方伍長六五人を書き上げ「印封」にして差し出すことを求めている。平安隊の御用掛りであつた岡田良之助はこれらを印封にして差し出している。⁽³⁶⁾

これを承けて、新政府京都府は七月十日に警固方の諸役を申し付けている。その内訳は表2に示したが、役名は御用掛り四人、同取次・助役一人、伍長六五人で、それぞれの名前が書き上げ、差し出されている。総計で八二人になるが、その内訳は元所司代組三五人、元町奉行組二三人、元御附組六人、元御門番組一人であつた。警固方もまた旧与力・同心の治安維持・警察機構の性格・実態を残して編成されたことを示している。

警固方はこれら八二人を基盤にして編成された。七月十二日には伍長を呼び出して、警固方の組み分けを達している。⁽³⁷⁾

一同十二日伍長之者呼出ニ而左之御達

規則

一各手組合六十五組ニ相立、一手伍長名、警固方六名或ハ五名に組分ケ之事、但此組分ケを以奇遇隔月に出張之事、

一上下京何番組者数号式組連綴、其組ヲ符号ニ区分シ、則角号ニ始りて水号ニ終り、合テ六十五号ニ称呼候事、

一廻番持場ハ一ヶ月交代与為シ、場所ハ月番毎ニ廻を以相変候事、

一非常大小事件届テハ近傍之組合ニ接シ、一手数手ニ合躰之儀臨機之離合兼テ準備致シ置候事、

この規則によると、編成は伍長六五人を軸に、「一手」はそのもとに五、六人を配属して組み分けし、六五組を作るとしている。単純に伍長一名と六人配属とすれば、一手は伍長一人と三九〇人で三九一人、五人であれば伍長一名に三二五人が配属されることになる。一手が三二六人から三九一人で六五組が編成されるとすれば、警固方の人員は、御用掛り・取次・助役を合わせ、総計で三三三人から四〇八人であつた。⁽³⁸⁾

勤務は六五組が月番交代で出勤した。これらが区分けされて上京・下京の町組を管轄した。実際には六五組が上下でそれぞれ三三組に分かれて廻番している。上京の場合は表7に示したように、規則二条目に規定される持場ごとの符号が付されている。

廻番持場は一ヶ月交代で、持場・会所は月番ごとに毎月二五日に廻引きで決めることとしている。但し非常時は近くの組

表7 警固方持場一覧

番手	符号	町	組(町数)
一	番	上京	二番 五番
二	番	上京	壱番 三番
三	番	上京	七番 十八番
四	番	上京	十二番 十三番
五	番	上京	四番 十番
六	番	上京	八番 九番
七	番	上京	十一番 十五番
八	番	上京	十四番 十七番
九	番	上京	十六番 十九番
十	番	上京	二十八番 二十九番
十一	番	上京	十八番 二十番
十二	番	上京	二十一番 二十二番
十三	番	上京	三十番 三十一番
十四	番	上京	二十六番 二十七番
十五	番	上京	二十四番 二十五番
十六	番	上京	三十三番 下京壱番
十七	番	上京	三十二番 三十三番
十八	番	下京	二番 三番
十九	番	下京	五番 四番
二十	番		
廿一	番	下京	七番 八番
廿二	番	下京	二十四番 二十五番
廿三	番	下京	十一番 十五番
廿四	番	下京	二十二番 三十二番
廿五	番	下京	九番 十番
廿六	番	下京	十四番 十六番
廿七	番	下京	十三番 十九番
廿八	番	下京	十七番 二十番
廿九	番	下京	二十一番 二十三番
三十	番	下京	二十六番 二十八番
三十一	番	下京	二十七番 三十番
三十二	番	下京	十八番 二十九番
三十三	番	下京	三十一番

備考：前掲岡田家文書による。

合で合体して臨機応変に組合で対応することを平常から準備しておくことを指示している。

元足輕

警固方は明治二年七月十三日の京都府達によって、元與力・同心、元足輕、伏見の同心、無役などを残らず組み入れて編成されたが、十三日の御達では、元与力・同心・足輕のうち無役の者の警固方への組入が申し付けられている。³⁹⁾

一同十三日御達

元與力
元同心

これによって、徳川政権下の元与力・同心・足輕らすべてが新政府に登用されたことになる。これまでに願ひ出て隠退した者にも同様に申し付けられているように、新政府の警固方の職務に就く意志があればすべて可能になったことを意味

右之内当時無役之者ハ不殘警固方江入組申付候事、

但、是迄願出隠退罷在候者も同様入組申付候、自然

老病等ニテ難勤ものハ改而可申出事、

七月

京都府

している。

さらに八月二十八日には伍長九人が欠員となったので、その補充の人选が御用掛りに指示され、岡田良之助は九月朔日に封書で差し出した。⁽¹⁰⁾

一九月朔日左之通認封書にて差出ス、

伍長九人欠跡被 仰付、各人撰可申上様御達拝承仕候、当今警固方四百有余人之内才之大小高下出中人之上下者、老人も聞知之者無御座候間、以中人為制、依而年長之者江被 仰付可然旨奉存候、以上、

九月

岡田良之助

封書の控と見られるが、さきの七月十三日の達書によつて人員は六五組で一手伍長と平警固方六人の編成で一応充足され、この時点で、警固方は四百有余人いたとある。京都の与力・同心、手代などは約五百人いたが、警固方の編成によつてそのほとんどを組み入れることができるようになったといえよう。

この後、八月二十八日に至つて伍長の欠員がためため補充を指示され、岡田良之助は九月朔日になつて、警固方の内からの人選は難しいので、取り敢えず年長者に申し付けることが無難であろうと進言したのである。

警固方は編成以後、人員の入れ替えや欠員補充、また素行

不良者の処罰・排除を行いながら明治五年十月十三日に羅卒と改称されるまで継続された。警固方の編成は七五〇人で編成される警察機構の確立につながっている。⁽¹¹⁾

(三) 職務と実務の実態

平安隊は京都府の兵隊として創設されたが、明治二年七月三日になつて職務を市中廻番と捕亡を専務することとなり、隊号も警固方へと改称された。七月十二日には警固方の編成と職務に関する規則も出された。

すでに述べたように、一手(一組)を伍長・警固方および平警固方で構成し、六五組、総勢四百有余人であったが、警固方の職務も市中の巡廻と乱暴者の取締・捕縛で、平安隊の職務とほぼ同じであった。廻番は六五組が番手ごとに上京と下京に分かれて行い、持場も一ヶ月で交代することとなつていた。持場は表5・表6に示したが、担当の番手方が持場内の町組を巡廻した。

七月十二日の口達では、持場会所は毎月二十五日に鬮取で決めることが指示されているが、これは七月二十七日になつて「廻町持場鬮取ニ而定」が出され、確認されている。定には、勤務の奇と偶も鬮取で定めることが規定されているが、他に廻町用の蠟燭一ヶ月分は前月の晦日に渡されること、御

手当金（御用掛り五両、助役三両、伍長二両）は毎月二十八日に渡されること、などが定められている。⁽⁴²⁾

実際の職務は廻番のほか出火の節の出動、公事宿預ケの者の護衛などがあつたが、旧幕府の与力・同心であつたころの役務・勤務に伴う悪弊を行う者もいた。十月二十三日の達書には、この「弊習」を改めるようにとの諫言と厳禁を申し渡している。⁽⁴³⁾

（十月）
一同廿三日達

元組より被召出候
官員并御扶助人江

其身分之儀者旧幕府より俸禄宛行有之候処、御一新之折柄俄二糊口之手段ニ絶候ニ付、格別厚キ御憐愍を以先差当り御扶助扶持被下置候、然ル処未二元之足輕等ニ至り候而者旧幕中より株と唱、互ニ家名売買、甚しきニ至り候而者町人共江受渡或ハ質入等之悪弊有之、御一新後尚其弊習不改者も有之無謂事ニ付、此度取調夫々所置申付候、将亦方今之御政躰ニ而者天下一統人材を以御登庸有之次第ニ付、前段株杯之儀ハ堅ク禁止候条旁篤与相考、心得違有之間敷候事、

十月 京都府

ここには洛陽隊から平安隊・警固方が、徳川政權の解体によつて困窮していた徳川政權の与力・同心また足輕また地役

人らと呼ば出して官員として「登庸」（登用）して編成されたこと、またそれが新政府の「格別厚キ御憐愍」による御扶助人としての取り扱いであつたことを明記している。それゆえに、旧来のように株として家名を売買したり、町人との間で何らかの「受渡」や質入などを行う者もおり、「御一新」もそれを改めない者もいるので、これを取り調べ、今後は株の売買などの悪弊は厳禁するので、心得違ひのないようにという達である。

これによると、旧来の慣例のまま平安隊・警固方の勤務に就いていた者がいたことを示している。元与力・同心らは新政府のもとでも大きな職務の変更がなかつたために、市中の廻番や取締の際に町人らに対し同じ勤務態度で接していたことを示している。十月七日と二十日に、警固方中郷真次郎と弟の警固方中郷勝次郎が謹慎させられ、また警固方から差し除かれた事例はこの悪弊の故であつた。⁽⁴⁴⁾

真次郎は、弟勝次郎が七月に府の鞠獄方から渡されていた非常の印鑑を伯父小田屋隼之助に貸し渡し、角力見物に行かせたが、そこで出役の者に見とがめられ印鑑を取り上げられたのに、伯父が角力場で誰かに印鑑を渡したと言つたことに對して十分に糺さず、しかも事実と異なつた届書を代筆して差し出していた。これに對して、京都府は十月七日付けで真

次郎に五日間の謹慎を命じ、この悪弊の首謀者勝次郎に対しては、京都府が十月二十日に警固方からの差し除けと、禁錮一ヶ年を申し渡ししている。⁽⁴⁵⁾

警固方
中郷勝次郎

其方儀当府鞫獄方相渡置候非常之印、去ル朔日以来伯父小田屋隼之助江貸渡遣居并角力無洩見物為致候旨、右者勤向江付候印鑑ニ付大切ニ可致ハ勿論之事ニ候処、容易ニ相心得候段甚以不埒ニ付警固方差除キ、壹ヶ年禁錮申付候事、

巳十月廿日

京都府

もちろん、このような不心得者ばかりではなく、「胡乱之者」の帯刀人と抜刀人を取り押さえた者や、抜刀して乱暴した商店の客人を取り押さえた者たちに褒美金が与えられた事例もあった。警固方は「元来市中乱暴人取締之ため出張方兼而被命候御趣意ニ付、別而嚴重ニ奉努勿論」であったが、「中三者懶惰不所行ニ打過申者も有之哉ニ相聞候」という状況にあった。⁽⁴⁶⁾ 懶惰で不所行の者もいたが、その遠因には警固方が旧来の与力・同心また地役人らで編成されていたことにあった。また警固方は徳川政権の解体によつて行き場を失った京都の与力・同心らの救済を兼ねて編成されたが、この後、警固方は明治五年十月十三日に羅卒、明治六年には番人、八年

三月には羅卒、八年十二月に巡査へと改編・整備されていくのである。

おわりに

王政復古から御一新という変革は維新政府の成立となつたが、それは徳川政権の解体であり、旧来の京都市中の治安維持体制の解体であつた。維新後の洛中・洛外は治安維持体制の消滅した状態にあり、新政府はその早急な回復と整備を行う必要があつた。そのための要員として元与力・同心らが登用された。

この動きは新政府・京都府が独自の「土着不同之兵」とする兵隊を創設して、京都市中と山城国全域の土地を守衛する目的と、「主君」を失つて職場と生計の手段を喪失して新たな職場を求めていた与力・同心らの目的が一致した結果でもあつた。洛陽隊・平安隊から警固方の編成がそれである。この点は明治二年十一月三日の京都府「御達」にも示される。⁽⁴⁷⁾

警固方之義者昨春徳川朝敵与相成奉公を失ひ候段御憐察被成下、且者勤王之志願も有之候ニ付格別之御沙汰を以一時御救助被成下、先者警固方申付置、猶人才ニ依り御登用ニ者相成候処、

これによると、与力・同心らが徳川政権の解体によつて

「奉公」を失った際に、憐愍と勤王志願の者もいたことから格別の沙汰で「御救助」のために、警固方を申し付けたとある。「人才ニ依り御登用」になったとするが、これまでの検証からみれば、人材の不足から近代の警察機構を構築するには、基本的には近世与力・同心体制を継承するよりほかなかつたことを示している。

新政府の人材の不足は、明治二年二月三日の廻達記事でも確かめられる。⁽¹⁸⁾

二月
一同三日廻達

公事宿預ケ
七人

右昨朔日四ツ時当府江御呼出にて、刑法官江御引渡相成候事、

但御預ケ人七人共是迄之通公事宿同所ニ罷在候事、
刑法官無人ニ付備前藩御雇同藩にて護衛人数尅人ツ、
出張之事、

但何れも無人ニ付京都府平安隊より沓ヶ所江尅人

ツ、是迄之通差出候様被達候事、

右之通ニ有之候事、

二月二日

この廻達は、警固方の前身平安隊の者が公事宿預け人の護衛をして京都府刑法官に引き渡した際に、刑法官が無人であ

ること、その刑法官は備前藩の御雇人のうち一人宛が護衛として出張していたことを指摘し、そこに平安隊から要員を差し出すようにと達している。

この事例からも、維新政府は独自の護衛・警固、治安維持のための人員を持たず、「一時御救済」とはいいながら、京都の与力・同心らを登用する意外に手だてがなかったというのが実情であった。新政府独自の兵隊の創設は頓挫したが、たしかに洛陽隊・平安隊から警固方への編成は徳川政権の与力・同心体制を明治期警察機構へ転換・継続していたといえよう。

註

(1) 『京都町触集成』第十三巻、触書二六五。

(2) 京都の与力・同心は大政奉還・王政復古とともに、旧来の自宅役宅から立ち退かされている。丹羽家文書「家族共立退場所書付」(慶応四年辰正月)、また警固方御用懸り岡田良之助「諸事留書」(岡田家文書)には十一月十五日条に「旧幕臣局々居小屋之儀者建来自分達与者乍申御一新後者 官邸同様之御所置ニ相成」とあり、旧来の与力・同心らの「居小屋」が官邸同様の扱いとなったこと、それを勝手に売却している者もあつたようで、心得違いのないようにと通達している。居宅の立ち退きはこの「所置」に基づいている。

(3) 同時に上下京三役・小舎人雑色も三藩の指示に従うことが指示され、役所も室町三条上ルにあつた上京三役の詰所(会

- 所)であった。『京都町触集成』第十三巻、触書三六八。
- (4) 維新期の京都の元与力・同心が新政府の巡査に編成される過程については、今のところ『京都の歴史』第五巻六巻がよくまとまった叙述であろう。
- (5) 拙稿「徳川政権の解体と京都の与力・同心」(佛教大学歴史学部紀要『歴史学部論集』第四号)も参照されたい。
- (6) 『統徳川実紀』(以下『統実紀』第五巻、慶応三年十二月十二日の条。同月九日には「將軍職御辞退」の申し出があった。これらについては、前掲拙稿「徳川政権の解体と京都の与力・同心」参照。
- (8) 『京都町触集成』第十三巻、触書三六五。
- (9) 同、第十三巻、触書三六六・三七四。
- (10) 同、第十三巻、触書三七七。
- (11) 同、第十三巻、触書三六四。但し書。
- (12) 『京都町触集成』第一三巻、触書四一四。
- (13) 岡田家文書9『諸事留書』(神戸市立博物館所蔵)。
- (14) 歎願・再勤願については丹羽家文書256『奉歎願口上書』ほか参照。なお番号は整理番号。また前掲拙稿「徳川政権の解体と京都の与力・同心」参照。
- (15) 丹羽家文書270『元二條城番姓名帳』。
- (16) 岡田家文書9『諸事留書』。
- (17) 岡田家文書9『諸事留書』。同記録によれば、平安隊の正式の発足は明治元年十二月十五日で、定員四百人であった。
- (18) 岡田家文書9『諸事留書』、『京都町触集成』(第十三巻)には「平安隊廻町来ル廿一日より相始候条、此段可心得者也」(触書七三四、二八六一七頁)とある。
- (19) 岡田家文書9『諸事留書』、および京都府触書明治二年三月十四日(『京都町触集成』第十一巻)。
- (20) 岡田家文書9『諸事留書』。
- (21) 前掲『諸事留書』。
- (22) 『京都武鑑』(京都市総合資料館)参照。
- (23) 前掲拙稿「徳川政権の解体と京都の与力・同心」参照。
- (24) 岡田家文書9『諸事留書』明治元年十二月十五日条、および『京都町触集成』(第十三巻)、触書七三四参照。
- (25) 断方方は明治元年に設置された。表4参照。『京都町触集成』(第十三巻)。
- (26) 岡田家文書9『諸事留書』明治元年十二月二十日条参照。
- (27) 同、同年十二月二十日達参照。
- (28) 同、明治二年二月十三日条。
- (29) 同、同年二月二日条。
- (30) 同、同年五月二十二日条。
- (31) 同、同年六月三日条。
- (32) 『京都町触集成』第十三巻、『京都の歴史』第六巻。
- (33) 岡田家文書9『諸事留書』明治二年六月十五日条の「口達」。
- (34) 軍務官から兵部省の設置は、軍隊ないし軍事機構のひとつとしての軍務官の否定であったが、明治六年(一八七三)一月十日に徴兵令が發布され、維新政府の軍隊編成への過程とみるべきであろう。
- (35) 岡田家文書9『諸事留書』明治二年七月四日条、『京都町触集成』第十三巻、『京都の歴史』第六巻。
- (36) 岡田家文書9『諸事留書』明治二年七月五日条、『京都町触集成』第十三巻、『京都の歴史』第六巻。
- (37) 岡田家文書9『諸事留書』明治二年七月十二日条、「規

則」。『京都町触集成』第十三卷、『京都の歴史』第六卷。

(38) 警固方は七五〇人の編成とされるが、この時点では平安隊の四〇〇人を継承する状態となっている。『京都町触集成』第十三卷、『京都の歴史』第六卷。

(39) 岡田家文書9 『諸事留書』明治二年七月十三日条。

(40) 同、同年九月朔日条。

(41) 『京都の歴史』第六卷。

(42) 岡田家文書『諸事留書』明治二年七月十二日条。

(43) 同、同年十月二十三日の条の「達」写し。

(44) 同、同年十月二十三日の条。

(45) 同、同年十月二十三日の条。この中郷真次郎は、前出のよ

うに、二月十三日に乱暴者を捕縛したことで、褒美金を与えられている。

(46) 前掲『諸事留書』、その明治二年十一月二十五日の伍長中に宛てた「御用懸りより達」。

(47) 岡田家文書9 『諸事留書』。

(48) 同、明治二年二月三日条。

〔付記〕本稿の作成に当り、岡田家文書については神戸市立博物館、丹羽家文書については丹羽氏昭氏の御高配を得た。記して謝意を表します。